

平成 29 年 9 月 15 日
山口県報号外第 34 号
監査公表第 6 号別冊

平成 29 年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

平成 29 年 9 月

山口県監査委員

目 次

平成 28 年度定期監査の結果に基づく措置

・ 監査の結果と措置の内容

1	総合企画部	1
2	健康福祉部	1
3	商工労働部	8
4	観光スポーツ文化部	10
5	農林水産部	10
6	土木建築部	12
7	議会事務局	13
8	教育庁	14
9	警察本部	15

・ 意見と改善の内容

1	財務事務における内部牽制体制について	16
2	現金の取扱いについて	16
3	支出負担行為の整理について	16

平成 28 年度定期監査の結果に基づき措置した内容等について

定期監査の結果に基づく措置

監査の結果	措置の内容																																																						
<p>1 総合企画部 情報企画課 調定票の決裁を行っていないものがあつた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">件 数</th> <th style="width: 50%;">調 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用料</td> <td style="text-align: center;">45 件</td> <td style="text-align: right;">総額 119,520 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 28 年 8 月 22 日)</p>	内 容	件 数	調 定 額	行政財産使用料	45 件	総額 119,520 円	<p>1 総合企画部 情報企画課 会計規則等を再度確認し、当該事務手続きのマニュアルを作成することにより、再発防止を図つた。</p>																																																
内 容	件 数	調 定 額																																																					
行政財産使用料	45 件	総額 119,520 円																																																					
<p>2 健康福祉部 (1) 厚政課 次のとおり収入未済があつた。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護費返還金</td> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">1,696,259 円</td> <td style="text-align: center;">2 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">3,026,785 円</td> <td style="text-align: center;">13 者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金返納金</td> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">652,000 円</td> <td style="text-align: center;">2 者</td> </tr> <tr> <td>職員給与返還金</td> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">381,612 円</td> <td style="text-align: center;">1 者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 28 年 10 月 19 日)</p> <p>(2) 医療政策課 次のとおり収入未済があつた。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">2,768,000 円</td> <td style="text-align: center;">13 者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(監査：平成 28 年 8 月 22 日)</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	現年度分	1,696,259 円	2 者	過年度分	3,026,785 円	13 者	介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000 円	2 者	職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,768,000 円	13 者	<p>2 健康福祉部 (1) 厚政課 未納者に対し、訪問・催告状の送付等を実施した結果、指摘のあつた収入については、平成 28 年度末において次のとおりとなつた。 引き続き、訪問・催告状の送付等により回収に取り組むこととする。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護費返還金</td> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">1,696,259 円</td> <td style="text-align: center;">2 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">2,959,028 円</td> <td style="text-align: center;">12 者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金返納金</td> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">652,000 円</td> <td style="text-align: center;">2 者</td> </tr> <tr> <td>職員給与返還金</td> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">381,612 円</td> <td style="text-align: center;">1 者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療政策課 未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成 28 年度末において次のとおりとなつた。 引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。 (一般会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">歳入の名称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">2,508,000 円</td> <td style="text-align: center;">12 者</td> </tr> </tbody> </table>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	現年度分	1,696,259 円	2 者	過年度分	2,959,028 円	12 者	介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000 円	2 者	職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,508,000 円	12 者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																				
生活保護費返還金	現年度分	1,696,259 円	2 者																																																				
	過年度分	3,026,785 円	13 者																																																				
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000 円	2 者																																																				
職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者																																																				
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																				
保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,768,000 円	13 者																																																				
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																				
生活保護費返還金	現年度分	1,696,259 円	2 者																																																				
	過年度分	2,959,028 円	12 者																																																				
介護福祉士修学資金返納金	過年度分	652,000 円	2 者																																																				
職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者																																																				
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																				
保健師等修学資金貸付金	現年度分	2,508,000 円	12 者																																																				

(3) 医務保険課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	過年度分	3,321,000円	4者

(監査：平成28年8月22日)

(4) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	734,460円	5者
	過年度分	143,760,934円	84者

(監査：平成28年8月8日)

(5) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	40,670,460円	898者
	現年度分	580,620円	2者
障害者住宅整備資金貸付金	過年度分	30,298,385円	31者
	現年度分		
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000円	2者

(監査：平成28年9月9日)

(3) 医務保険課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告などを行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	過年度分	2,878,000円	4者

(4) 長寿社会課

未納者に対し、個別の滞納理由に沿ったきめ細かな催告を実施した他、相続人及び連帯保証人への催告も強化し、償還指導に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収納促進に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	現年度分	688,750円	3者
	過年度分	137,417,541円	75者

(5) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
心身障害者扶養共済制度掛金	過年度分	38,034,960円	867者
	現年度分	550,620円	2者
障害者住宅整備資金貸付金	過年度分	28,705,345円	24者
	現年度分		
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	180,000円	2者

(6) こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	2,796,990円	9者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	248,580,897円	466者
母子父子寡婦福祉資金違約金	現年度分	527,500円	15者
	過年度分	19,258,606円	321者

(監査：平成28年9月9日)

(7) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	6,111,032円	3者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	3,903,176円	57者
	過年度分	38,850,279円	116者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	533,199円	21者

(監査：平成28年10月11日)

(6) こども家庭課

償還指導や履行延期等により、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	2,392,780円	8者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	233,734,631円	432者
	現年度分	521,600円	15者
母子父子寡婦福祉資金違約金	現年度分	521,600円	15者
	過年度分	18,058,483円	304者

(7) 岩国健康福祉センター

未納者に対し、訪問、督促等償還指導及び履行延期等の結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末には、次のとおりとなった。

引き続き、継続した指導に努め、収入未済の圧縮に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	6,111,032円	3者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	3,541,761円	53者
	過年度分	33,193,370円	114者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	494,799円	19者

(8) 柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	1,925,598円	23者
	過年度分	17,478,032円	46者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	878,972円	10者
	過年度分	5,421,869円	16者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	234,984円	4者

業務委託について、予定価格を決定していないものがあつた。

業務内容	契約金額
就労準備支援事業	6,999,190円

(監査：平成28年7月21日)

(9) 周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があつた。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	11,556,579円	115者
	過年度分	62,043,559円	169者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	168,200円	15者
	過年度分	1,489,300円	37者

(8) 柳井健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促や償還指導を行った結果、指摘のあつた収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	1,920,598円	22者
	過年度分	16,997,201円	45者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	677,982円	6者
	過年度分	4,846,423円	15者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	過年度分	234,984円	4者

業務委託契約事務取扱要領に基づいた契約手続を行うよう改善している。

(9) 周南健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	10,238,409円	101者
	過年度分	55,805,729円	140者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	162,200円	15者
	過年度分	1,398,500円	31者

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出額を誤っているものがあつた。

名 称	金 額	件 数
診療所・助産所の開設許可	400,000 円	16 件

(監査：平成 29 年 1 月 25 日)

(10) 山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	805,612 円	5 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	4,273,150 円	63 者
	過年度分	37,307,790 円	115 者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	171,000 円	18 者

営繕工事契約において、少額契約の場合に契約書に代えて提出させる請書を提出させていないものがあつた。

工 事 名	契約金額	契約年月日
エアコン室内機及び室外機の 制御基板取替修繕	221,896 円	平成 28 年 2 月 29 日

(監査：平成 28 年 12 月 21 日)

平成 28 年度手数料収納実績報告書で是正した。病院の許認可にかかる事務は、本庁で処理する案件であることから、今後は、手数料の計上は当所で行わないことを徹底した。

(10) 山口健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成 28 年度末において次のとおりになつた。

引き続き、納付催告や償還指導に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	551,552 円	4 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	3,772,972 円	52 者
	過年度分	32,403,701 円	87 者
母子父子寡婦福祉 資金違約金	現年度分	167,400 円	17 者

会計規則等に基づく適正な事務処理を徹底し、内部チェックを適切に行い、再発防止に努める。

(11) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	6,231,186円	104者
	過年度分	49,391,262円	122者
母子父子寡婦福祉 資金違約金等	過年度分	878,300円	12者

(監査：平成28年7月19日)

(12) 中央児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	383,290円	11者
	過年度分	3,676,990円	30者
情緒障害児短期治 療施設運営費負担 金	現年度分	351,300円	4者
	過年度分	1,505,480円	10者

(監査：平成28年8月1日)

(13) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	379,530円	10者
	過年度分	4,061,700円	15者
情緒障害児短期治 療施設運営費負担 金	過年度分	491,600円	2者

(監査：平成28年6月30日)

(11) 宇部健康福祉センター

未納者に対し、督促をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、督促を行うなど未収金の徴収に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	現年度分	5,360,365円	79者
	過年度分	44,338,274円	119者
母子父子寡婦福祉 資金違約金等	過年度分	829,800円	11者

(12) 中央児童相談所

未納者に対し、積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	322,840円	7者
	過年度分	3,365,190円	25者
情緒障害児短期治 療施設運営費負担 金	現年度分	264,300円	3者
	過年度分	1,505,480円	10者

(13) 岩国児童相談所

未納者に対し、回収に努めるとともに、不納欠損処分を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	363,330円	9者
	過年度分	3,303,000円	12者
情緒障害児短期治 療施設運営費負担 金	過年度分	0円	0者

(14) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	2,064,790円	25者
	過年度分	10,425,313円	53者

(監査：平成28年12月2日)

(15) 宇部児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	312,350円	6者
	過年度分	1,486,900円	17者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(監査：平成28年10月11日)

(16) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	220,160円	8者
	過年度分	7,960,430円	36者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,093,900円	5者

(監査：平成28年12月2日)

(14) 周南児童相談所

未納者に対し、担当福祉司からの呼びかけや、電話催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、所内で情報共有を行い組織的に債権管理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,786,590円	21者
	過年度分	8,507,113円	45者

(15) 宇部児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話や文書による催告を実施する等未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	212,600円	3者
	過年度分	1,486,900円	17者
情緒障害児短期治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(16) 下関児童相談所

未納者に対し、電話催告、文書催告及び臨戸催告等をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	149,840円	5者
	過年度分	7,514,130円	26者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,033,900円	5者

(17) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	365,410円	4者

(監査：平成28年10月24日)

(18) 育成学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設運営費負担金	過年度分	688,150円	6者

(監査：平成28年6月1日)

(17) 萩児童相談所

未納者に対し、電話催告、文書催告、職場訪問した結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	206,810円	3者

(18) 育成学校

不納欠損処理を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関と連携の上、納付催告に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設運営費負担金	過年度分	94,500円	2者

3 商工労働部

(1) 新産業振興課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
やまぐち産業戦略研究開発等補助金	平成27年 5月20日	平成27年 11月18日
	平成27年 7月23日	平成27年 11月28日

(監査：平成28年9月16日)

3 商工労働部

(1) 新産業振興課

事業担当者は、補助金の交付決定の手続きが済んだ際には、支出負担行為の整理ができるよう、速やかに必要書類を予算担当者に提出することを徹底することとした。

また、予算担当者は決裁書類が回付されたら、チェック表を作成する等して状況を確認することとした。

(2) 経営金融課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）	過年度分	26,580,860 円	2 者

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	78,446,884 円	31 者
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	3,909,637,395 円	13 者

(監査：平成 28 年 9 月 7 日)

(2) 経営金融課

○中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）
連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めたものの、収入未済額は平成 28 年度末において回収実績がなかった。

引き続き、連帯保証人やその相続人と交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

○中小企業設備近代化資金貸付金

債務者の多くが倒産しており、回収が困難な状況であるが、連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努め、1 者において回収が完了した。また、回収が不可能な貸付先について、債権放棄（2 者）を行った。

その結果、平成 28 年度末で未収金は次のとおりとなった。

引き続き、連帯保証人や相続人に対して、交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	74,065,884 円	28 者

○中小企業高度化資金貸付金

残存しながら完済が可能な貸付先については分納による回収を進め、経営が破綻、あるいは経営再建が困難と認められる貸付先に対しては主債務者及び連帯保証人への法的措置を含め、回収に努めた。回収が不可能な貸付先について、債権放棄（2 者）を行った。

その結果、平成 28 年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、鋭意回収を行い、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	3,490,595,184 円	11 者

4 観光スポーツ文化部

観光政策課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為 整理日
やまぐち幕末ISHIN プロジェクト推進事業補 助金	平成27年 6月26日	平成28年 2月9日
外国人宿泊観光客数倍増 事業補助金	平成27年 4月1日	平成27年 7月9日

(監査:平成28年10月26日)

4 観光スポーツ文化部

観光政策課

業務担当者に対し、支出負担行為を整理すべきときには、直ちに予算担当者に関係書類を回付するよう周知した。

今後は、予算担当者も業務の進捗状況を把握するよう務め、支出負担行為の遅延の防止を図る。

5 農林水産部

(1) 農林水産政策課

業務委託契約において、少額契約の場合に契約書に代えて提出させる請書を提出させていないものがあった。

業務名	契約金額	契約年月日
農林水産祭「実りのフェスティバル」山口県ブース設 営・特別装飾及び撤去業務	237,600円	平成27年 10月1日

(監査:平成28年10月19日)

5 農林水産部

(1) 農林水産政策課

全職員に対し、会計規則第131条の規定の趣旨を改めて認識させ、適切に事務処理するよう徹底を図った。

(2) ぶちうまやまぐち推進課

次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改 善資金貸付金	過年度分	18,803,000円	9者
林業・木材産業改 善資金違約金	過年度分	2,744,008円	3者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金 貸付金	過年度分	7,332,000円	4者
沿岸漁業改善資金 違約金	過年度分	1,967,470円	3者

(2) ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して収入未済額の早期解消に向けて取り組んでいく。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業 改善資金貸付金	過年度分	17,467,000円	8者
林業・木材産業 改善資金違約金	過年度分	2,742,008円	3者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	27,450,000円	6者
農業改良資金違約金	現年度分	2,695,187円	1者
	過年度分	8,794,024円	6者

(監査：平成28年10月12日)

(3) 農業振興課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日等	支出負担行為整理日
青年就農給付金(準備型)研修状況確認業務	平成27年 5月25日	平成27年 11月12日
農業振興対策事業費補助金	平成27年 6月25日	平成28年 3月16日

(監査：平成28年10月19日)

(4) 農村整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425円	1者

(監査：平成28年9月14日)

(5) 農林総合技術センター

直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあった。

歳入の名称	金額	収納年月日	払込年月日
生産品	1,578,880円	平成27年 10月26日	平成27年 11月13日
		外37件	外6件
食費負担金	353,220円	平成27年 10月26日	平成27年 11月13日
		外32件	外6件

(監査：平成28年12月21日)

(沿岸漁業改善資金貸付金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	6,952,000円	4者
沿岸漁業改善資金違約金	過年度分	1,704,029円	2者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	25,870,000円	6者
農業改良資金違約金	現年度分	2,495,187円	1者
	過年度分	4,224,540円	5者

(3) 農業振興課

支出負担行為の整理については、職員に対し、契約締結や交付決定時等には速やかに整理を行うよう周知してきたところである。

については、今後も定期的に支出負担行為の整理について周知を図るとともに、契約締結や交付決定等の審査確認を通じて、その取扱の徹底に努める。

(4) 農村整備課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成28年度末において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収納未済の解消に取り組んでいる。

(5) 農林総合技術センター

直接収納した現金については、速やかに事後調定を行い、指定金融機関への払込を行うように徹底した。

6 土木建築部

(1) 道路整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,993,000円	1者

(監査：平成28年10月18日)

(2) 道路建設課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729円	1者

(監査：平成28年9月14日)

(3) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	191,836,843円	716者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,206,057円	516者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(監査：平成28年9月16日)

(4) 周南土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る原因者負担金	過年度分	1,312,500円	1者

6 土木建築部

(1) 道路整備課

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成28年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(2) 道路建設課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成28年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(3) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

また、火災損害賠償金については、債務者が現状においても生活困窮者であり、回収が困難なため、平成28年度において回収実績がなかった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	189,882,520円	678者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	6,913,463円	483者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775円	3者

(4) 周南土木建築事務所

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成28年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日	支出負担行為 整理日
末武川ダム単独えん堤修繕工事 第1工区	平成27年 6月26日	平成28年 4月1日
河川管理施設委託	平成27年 4月1日	平成27年 10月8日

(監査：平成28年11月16日)

(5) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
河川占用料	過年度分	289,800円	1者
工事請負契約違約金	過年度分	2,183,174円	3者

(監査：平成29年1月13日)

(6) 長門土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る原 因者負担金	過年度分	417,700円	1者

(監査：平成28年12月12日)

7 議会事務局

予定価格が5万円を超える物品購入において、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

品名・数量	契約金額	予定価格	契約 年月日
ゼンリン住 宅地図9冊	150,120円	150,120円	平成27年 7月13日

(監査：平成28年10月18日)

支出負担行為の整理をする時期については、契約締結後、速やかに行うよう改めて所内で徹底を図った。

(5) 宇部土木建築事務所

河川占用料については、債務者の生活状況を鑑みて、執行停止措置を行った。

工事請負契約違約金については、未納者3者(いずれも法人)とも事実上倒産しており、財産調査するも換価価値を有する財産がないため、収入未済の解消は難しい状況である。

(6) 長門土木建築事務所

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成28年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

7 議会事務局

今後、ゼンリン地図の購入に当たっては、見積合わせを行い、競争性を確保する。

8 教育庁

(1) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	15,367,340円	223者
	過年度分	271,553,410円	459者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(監査：平成28年9月8日)

(2) 徳山高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授業料	過年度分	189,900円	3者

(監査：平成29年1月26日)

(3) 大津緑洋高等学校

生製品の売払いの調定について、調定期期の遅延により、翌年度の歳入となっているものがあった。

生製品名	金額	売払年月日	調定年月日
黒かしわ	281,341円	平成27年 11月10日	平成28年 6月30日
	319,762円	平成27年 11月17日	平成28年 6月30日

(監査：平成28年11月15日)

8 教育庁

(1) 人権教育課

未納者に対し、「督促状」及び「返還のお願い」を送付するほか、長期に渡って納入又は連絡がない債務者を対象として、債務の承認等に係るアンケート調査を実施した結果、指摘のあった収入未済については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、市町と連携して情報収集に努め、未収金の縮減に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	14,755,190円	209者
	過年度分	262,580,880円	445者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(2) 徳山高等学校

未納者に対し、文書等による督促を行ったものの、平成28年度末において、回収実績がなかった。

引き続き、文書等による督促に取り組んでいる。

(3) 大津緑洋高等学校

今後は、担当教員と生産及び売払いの予定等についての連絡を密にするとともに、出納簿と現物の確認をこまめに行い、出荷時の調定について漏れのないよう努める。

9 警察本部

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金	現年度分	1,541,000円	94者
放置違反金延滞金	現年度分	1,163,000円	279者
	過年度分	2,226,000円	625者
交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者

(監査：平成28年10月18日)

9 警察本部

放置違反金及び放置違反金延滞金の未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成28年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話、訪問等による早期収入に取り組んでいく。

また、交通事故等損害賠償金については、他行政機関への所在確認依頼を試みるも、いずれも所在不明であり、平成28年度において回収実績がなかった。

今後は、所在解明に向けた関係機関への協力依頼等、収入未済の解消に向けて取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金	現年度分	505,000円	32者
放置違反金延滞金	現年度分	1,053,000円	256者
	過年度分	2,148,000円	574者
交通事故等損害賠償金	過年度分	1,042,731円	6者

平成 28 年度定期監査の結果に添える意見に対する改善状況

意見	措置の内容
<p>1 財務事務における内部牽制体制について</p> <p>内部牽制体制については、これまでも監査意見を付し、注意喚起を行ってきたところであるが、調定額や歳入・歳出科目を誤っているもの、見積書や請書の提出がないもの、予定価格の決定根拠に不備があるもの、物品管理システムへの入力もれや備品番号が表示されていないものなど、初歩的な事務処理の誤りが依然として散見され、事務担当者の確認や決裁過程での審査が十分に行われているとは言い難い状況にある。</p> <p>については、会計職員等の研修会において、これらの事務処理について徹底を図られるとともに、主務課等においても周知徹底を図られたい。</p> <p>さらに、各所属においても、内部牽制体制をより一層強化し、会計処理の執行管理を適切に行い、財務事務の適正化に努められたい。</p> <p>2 現金の取扱いについて</p> <p>現金を取り扱う事務については、歳入・歳出のいずれにおいても、現金の適正な管理が求められるが、直接収納した現金の指定金融機関等への払込みの遅延、現金出納簿への記載もれ、前渡資金経理簿への登記もれや公務で必要なつり銭を私費で準備するなど、事務処理が不適切なものが見受けられた。</p> <p>については、適切な事務処理を徹底し、現金の適正な管理を行われたい。</p> <p>3 支出負担行為の整理について</p> <p>支出負担行為を整理する時期の遅延については、これまでも監査意見を付し、注意喚起を行ってきたところであるが、未だに支出負担行為の整理時期が遅延しているものが多く見受けられる。</p> <p>支出負担行為の整理は、予算の執行状況を把握する上で重要な手続きであることから、契約締結後や補助金等の交付決定後、速やかに支出負担行為の整理を行い、予算の適正な執行管理を行われたい。</p>	<p>1 財務事務における内部牽制体制について</p> <p>内部牽制体制については、これまでも会計職員研修会等を通じ、複数の職員による確認を指導する等、事務処理の初歩的な誤りの防止に取り組んでいる。また、平成 26 年度から会計審査事務に携わる職員を対象とした研修会の回数の増加や本庁職員を新たに研修の対象者とするなどにより、関係職員の事務処理能力の向上に努めている。</p> <p>なお、平成 29 年度の会計職員研修会等では、内部牽制や法令順守に関し、過去の実例を交えながら実施している。</p> <p>今後とも、研修内容の一層の充実に取り組み、基本的な会計処理の徹底を図るとともに、会計検査等を通じて、よりきめ細やかな指導を行うことで、財務事務の適正化に取り組んでまいりたい。(会計課・物品管理課)</p> <p>2 現金の取扱いについて</p> <p>現金を直接収納した場合に、領収書の発行、指定金融機関等への払込みを行うほか、現金の保管、現金出納簿への登記等を行うことは、公金の適正な管理の基本的な対応である。</p> <p>このため、会計職員研修会等では、その重要性について周知を図っている。</p> <p>また、癖に対して実施する会計検査では、現金の取扱い状況を確認の上、個別に助言・指導を行っているところであるが、今後とも適正な事務処理が行われるよう引き続き指導してまいりたい。(会計課)</p> <p>3 支出負担行為の整理について</p> <p>支出負担行為の整理について、これまでも会計職員研修会等で契約締結時等に速やかに整理を行うよう周知してきたところである。</p> <p>今後も、会計職員研修会等でこのことの必要性や重要性の周知を図るとともに、本庁においては支出負担行為の審査確認時に遅延理由書の添付を指導し、また、出先機関においては会計検査を通じて、引き続き、遅延の防止を指導してまいりたい。(会計課)</p>